

新生美術館の基本設計について

1 基本設計に係る長谷川顧問の主な助言内容

別添資料のとおり

2 新館工事単価の上昇の要因

① 物価スライド

労務単価および資材単価の上昇により、基本計画における想定単価算出時点(H24.平均)から基本設計時点(H28.5)の建設物価の上昇率が114%となったことにより、平米あたり約8.6万円の増加

② 消費税上昇

基本計画策定時(H25.12)は、消費税5%であったが、平成26年4月以降、消費税8%であるため、消費税率の上昇は103%となったことにより、平米あたり約1.8万円の増加。

③ 消火設備(ガス消火設備関係)

基本計画時に想定していなかったガス消火設備の併設により設備費が増額したこと。

$$\left[\begin{array}{l} \text{ガス消火設備等関係} = 1 \text{億} 2,970 \text{万円} \\ 1 \text{億} 2,970 \text{万円} \div 4,265 \text{ m}^2 \text{ (新築部分面積)} = 30,410 \text{ 円/m}^2 \end{array} \right]$$

これにより、平米あたり約3.0万円の増加。

④ その他の要因

分棟型の回遊式庭園美術館方式を採用したことに伴う基礎杭、壁面、空調設備等の経費が増加し、平米あたり約4.6万円の増加。

※ 上記①から④を合算すると、約18.0万円となる。プロポーザル時における新館部分の想定単価の61.7万円にこれを加えると、約79.7万円となる。

3 新館面積の推移 (新生美術館基本計画における新館面積 6,656 m²)

(1) 平成 27 年 8 月 25 日 副知事協議

- 5,251 m² (基本計画時と比較 : $\Delta 1,405$ m²、20%減)
- 常設展示室の構成の見直しなどによる
 - ・近代・現代美術の常設展示室 $\Delta 740$ m²
 - ・仏教美術等常設展示室や企画展示室 +359 m²
 - ・収蔵部門 +300 m²
 - ・管理・共用部門 $\Delta 1,300$ m² など

(2) 平成 27 年 10 月 11 日 知事協議

- 4,509 m² (基本計画時と比較 : $\Delta 2,147$ m²、32%減) ※(1)より $\Delta 742$ m²
- 新館にも設置を予定していた搬入口の見直しなどによる
 - ・新館搬入口 $\Delta 470$ m² (既存館搬入口で対応)
 - ・修復室 $\Delta 100$ m² など

(3) 平成 28 年 5 月 26 日 知事協議

- 4,265 m² (基本計画時と比較 : $\Delta 2,391$ m²、36%減) ※(2)より $\Delta 244$ m²
- 創作室の機能統合などによる
 - ・創作室の機能統合 $\Delta 100$ m²
 - ・新設講堂と新ギャラリーとの統合 $\Delta 87$ m² など

基本設計に係る長谷川顧問の主な助言内容

＜平成 27 年＞

1 4月8日 設計の工程

- ・ 設計者から提出のあった基本設計にかかる工程案に関して、計画的かつ効率的に設計を進めることができるように設計協議の持ち方、回数等について考慮すべき。
- ・ 美術館現地視察を基に、既存館収蔵庫について、他館の最新の事例を基にコレクションの収容方法など予め整理を行っておくこと。
- ・ 来館者の移動経路の視点に立って設計上優先的に検討すること。

2 5月14日 美術館の課題、常設展示

- ・ 大規模な企画展の開催など現在の美術館が対応できない展示室の課題について整理し、設計で対応すること。
- ・ 常設展示として、琵琶湖文化館から移る神と仏の美、近代美術としてこれまでの近代美術館を引き継ぐ小倉遊亀、新たに収集に加えるアール・ブリュットの3つを柱にすべき。

3 7月13日 作品展示方法、搬入経路

- ・ 自然光を採り入れた仕様の展示室を有することで有名な海外美術館（バイエラー美術館、メニル美術館、オルセー美術館等）の事例を参考に、作品に極力影響を与えない光の採り入れ方にすべき。
- ・ 新たな美術館の潮流を踏まえ、新設する展示室での、作品を魅力的に見せる展示のあり方とすること。
- ・ 特に大規模展示にも対応できるよう作品の安全性に配慮した搬入経路とすべき。

4 7月30日 消火設備、公園設計、平面計画

- ・ 展示機能はもとより作品の保存面からも、最近の美術界の潮流として、水消火はできるかぎり避ける傾向にあり、ガス消火は必然と考える。
- ・ 公園等へもコミッションワーク・屋外展示作品を想定する場合において、公園と展示との関連性、効果や影響なども考慮して公園整備の設計について検討すること。
- ・ ラーニングゾーンの設置など隣接する図書館との連携を重視するとともに、来館者の館内周遊にも配慮した、バランス性のある平面計画とすること。
- ・ 来館者を新設エントランスロビーから誘導できるよう新館展示室を配置すべき。

5 10月28日 収蔵庫関係、既存館展示室の改修

- ・ 収蔵庫の形状を改善すること、特に収蔵する作品のサイズ等を想定して「前室」の形状を固めること。
- ・ 展示室内のデザインについても、来館者の高揚感を高めるなどの検討を行い、設計にも反映させること。
- ・ チケット確認場所の配置なども計画に入れて、仏教美術対応の展示室をはじめ各展示室の配置構成を考慮すること。

6 12月16日 展示室新設、作品移動経路、展示室・収蔵庫配置

- ・ 作品移動経路となる回廊等においても、展示室や収蔵庫に準じて適切で良好な空気環境を維持できる設計にすること。
- ・ 各展示室の展示概要と各収蔵庫への収蔵作品の種別などを予め想定して、基本設計の平面配置を固めること。

- ・ 文化財に対応した新たな展示室を設けることに関して、展示空間の確保の観点からガラスケースの幅を確定すること。

<平成 28 年>

7 1月25日 展示室仕様

- ・ 新設する展示室7の汎用性を考慮し、文化財等の展示のみでなく、一般的な日本画や彫刻などの展示に対応できる仕様にしておくこと。
- ・ 基本設計を基にして、展示室を運用する具体的なシミュレーションを行い、展示室と収蔵庫の作品移動について確認しておくこと。

8 4月11日 基本設計案

- ・ 学芸員等の展示室の使いやすさや観客の見やすさなどを踏まえて、展示照明の配置や展示パネルの位置を定めること。
- ・ 展示に必要な照明のルクス数を設定し、かつ調光を制御できる方式とすべき。
- ・ 公園設計について交通アクセス向上の視点と渋滞の解消、美術館に至るまでの人と車の動線、バリアフリー化、コミッションワークの配置などについて配慮すること。

9 5月10日 基本設計案

- ・ 基本設計を取りまとめるにあたって、美術館としての機能が十分果たせるかどうかの視点から、全体的にチェックいただいた。

1 自己紹介/役割担当

2 設計について (県から説明)

- ・ 予算について
- ・ 工程について

3 打合せ日程について

- ・ 設計者から提出のあった基本設計にかかる工程案に関して、計画的かつ効率的に設計を進めることができるように設計協議の持ち方、回数等について考慮すべき。<顧問>

4 既存美術館、プロポーザル案について (県から説明)

5 外構について

- ・ 建物 (美術館) 以外は外構扱い。<県>
- ・ 駐車スペースを増やす他、大型バスが止められるスペース、わくわく感のあるサイン計画が必要。<県>
- ・ 屋根付き多目的広場があってもいい。わんぱく広場など。<県>
- ・ ボーリング調査をするにあたって、400㎡分の予算は確保しているのでどこを調査するか検討すること。<県>
- ・ どこを掘削するか、その箇所が掘削可能か、過去のボーリング調査資料はないかについて、確認する。<県>

6 現地視察

7 プロポーザル案について

[収蔵庫について]

- ・ 池が近くにあるのに地下に収蔵庫があるのは大丈夫かという意見が文化庁から出ている。<県>
- ・ 地下に収蔵庫を設定したのは以下の理由による。<設計者>
 - ・ 既存館の収蔵庫が地下にあるため新築も同じ設定。
 - ・ 地下の方が温度や湿気など空気の管理がしやすいと考えたため。
 - ・ 池が人工のものだと聞いていたので周りに水が浸透していないのではと判断したため。
- ・ 美術館現地視察を基に、既存館収蔵庫について、他館の最新の事例を基にコレクションの収容方法など予め整理を行っておくこと。<顧問>

8 文化財公開施設について

- ・ 公開承認施設の承認は必須である。<県>
- ・ 美術品への扱いについては文化庁、東京文化財研究所から厳しく問われる。<県>
- ・ 神と仏の美「小倉遊亀」「アール・ブリュット」など位置を変えないで展示したいものもある。<県>

9 その他

- 来館者の移動経路の視点に立って設計上優先的に検討すること。〈顧問〉
- 知事が大事にしているのは、美術館と県民との繋がりを大事にしたいということ。参加型の「みんなで作る美術館」を目指す。〈県〉

1 関係法令

関係法規について想定している項目は以下であり確認すること。<県>

- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)
- ・ 大津市生活環境の保全と増進に関する条例
- ・ ガス事業法
- ・ 下水道法
- ・ 建設工事に關わる資材の再資源化等に関する法律(リサイクル法)
- ・ 建築基準法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 滋賀県土地利用に関する指導要綱
- ・ 消防法、火災予防条例
- ・ 水道法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 駐車場法
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・ 都市計画法
- ・ 都市公園条例
- ・ 都市公園法
- ・ 文化財保護法
- ・ 労働安全衛生法第88条、第100条

2 文化財公開承認施設

- ・ 「文化財公開承認施設の計画に関する指針について」確認。<県>
- ・ 文化財公開承認施設の承認に向けて文化庁と協議していくこと。<県>

3 ワークショップについて

- ・ ワークショップ事例紹介<設計者>

4 現時点での設計について

- ・ 大規模な企画展を想定すると、展示室面積1000～1300㎡は必要。<県>
- ・ 大規模な企画展の開催など現在の美術館が対応できない展示室の課題について整理し、設計で対応すること。<顧問>
- ・ ケースの奥行きについて、琵琶湖文化館の仏教美術作品を展示する場合寸法が足りない場合がある。<県>
- ・ 仏教美術は導入展示が来るため位置の変更が不可能。<県>
- ・ 仏教美術の展示室は一カ所にまとめて計画すること。<県>
- ・ 独立ケースは小さい仏像なら展示可能である。<県>
- ・ 収蔵庫は現在の想定で収蔵可能である。<県>

- ・ 日本画もガラスケースが必要とされる。〈県〉
- ・ 収蔵庫のスペック（空気層があるか、アルミシートは貼ってあるか等）はしっかり保つこと。〈県〉
- ・ 現在のギャラリーはワークショップにも使うので、ある程度ラフな使い方ができるが、現在は面積的には小さく、展示室の搬入ルートと交錯していること。〈県〉
- ・ 現在のギャラリーは全面ガラス張りなので西日が気になる。また、ロールスクリーンは使用している時でも隙間から漏れる時がある。〈県〉
- ・ 西側駐車場が面積的に足りていない。〈県〉
- ・ バスロータリーを北側駐車場にするかどうか検討し、基本設計に盛り込む。〈県〉
- ・ 常設展示として、琵琶湖文化館から移る神と仏の美、近代美術としてこれまでの近代美術館を引き継ぐ小倉遊亀、新たに収集に加えるアール・ブリュットの3つを柱にすべき。〈顧問〉
- ・ その他の収蔵品は必ずどこかで展示するが、固定した場所でも良いと考える。〈設計者〉

1 関連法規

- ・ 用途変更について——第一種住居地域についての天津市との協議が必要。<県>。
※建築基準法施行令第115条の3ニ(3)項
- ・ 都市計画課と打ち合わせを行う。早めの対応が必要。<県>
- ・ その他、景観法について——基本設計が終了時、天津市と協議が必要。<県>

2 設計の検討

[新生美術館が目指すもの]

- ・ 美術館に対する設計理念について、全員が同じ方向を向いて設計を進めていくこと。これからの設計の検討など優先順位を決めて絞っていく。<県>
- ・ 大きな課題として、①美の滋賀の拠点となる美術館を目指す、②公開承認施設仕様にする、③仏教美術等の常設展示室を確保する、④作品寄託者への適切な対応をする、の4点があげられる。<県>
- ・ 重要なのは、琵琶湖文化館からの仏教美術を保存、展示すること、仏教美術、近現代美術、アール・ブリュットを展示し、多くの人々に愛される開かれた美術館にすること、また風景と美術館とが一体型し、愛され、記憶され、尊敬される美術館にするという、大きなビジョンを持って計画していく。<県>
- ・ 目標来館者数30万人を達成。このための三本柱を全員が共有する。<県>

[トップライトについて]

- ・ トップライトがあると、新設の展示室に文化財が展示出来るかどうか、展示をするには、文化財を両サイドの収蔵庫に入れる事を前提に、回廊を渡るためにどうすれば可能になるのかという議論をしていく。例えば、ロールカーテンをつけることも可能か、文化庁にも確認する。<設計者><県>
- ・ 自然光を採り入れた仕様の展示室を有することで有名な海外美術館(バイエラー美術館、メル美術館、オルセー美術館等)の事例を参考に、作品に極力影響を与えない光の採り入れ方にするべき。<顧問>
- ・ トップライトを全体配置から引き算して当初案より範囲を小さくしていくということを考えていく。<県>

[展示・保存方法について]

- ・ 脆弱な作品を展示できるようにすることと、公開承認施設仕様にすることはまた別の問題であり、今後、外部から来るキュレーター等のことも考え、様々な形で展示をしていくという事を配慮する。<県><設計者>
- ・ 仏教美術、アール・ブリュット、小倉遊亀の三つも大切であるが、他の分野のことも考えていく。<県>
- ・ 新たな美術館の潮流を踏まえ、新設する展示室での、作品を魅力的に見せる展示のあり方とすること。<顧問>

〔予算について〕

- ・ 工事費の想定予算を考え、トップライトや県民ギャラリー、休憩ロビーと回廊の面積・範囲、地下収蔵庫なども含めて、設備と平行して減額案を考えていく必要がある。〈設計者〉
- ・ 予算を増やすことは出来ないため、面積なども含めて方向も考えていく。〈県〉
- ・ ただし、ギャラリーなどを小さくするという点については、県民等からの要望も踏まえて検討。〈県〉
- ・ 収蔵庫は美術作品も増えていくことも含め慎重に考えて行く方向。〈県〉

〔駐車場について〕

- ・ 公園整備の予算として5億円。建築工事発注と土木工事発注では経費率が全く違うので気をつける。〈県〉

〔搬入路、搬入経路について〕

- ・ 特に大規模展示にも対応できるように作品の安全性に配慮した搬入経路とすべき。(顧問)
- ・ 収蔵庫内の引っ越しは可能であるが、反対側の企画展示室を使用したい場合はクロスしてしまう危険がある。ただし、一時保管庫に置いて管理すれば出来ないことはなく、運用での解決も考える。〈県〉

〔文化財と公開承認施設の認定について〕

- ・ 神と仏の美の企画展示については、収蔵作品だけでは厳しく、他所から借りてこなければならない。〈県〉
- ・ 展示室を文化財公開承認施設にするためには、様々なことを試みるべきであるが、予算が厳しいなかで承認施設を取得しようとする、より一層の工夫が必要である。ガス消火にし、回廊に空調をいれて壁にする、スクリーンにする等。〈設計者〉
- ・ 過去に3回程、近代美術館で仏教展を行っており、美術作品は全て借り物であり、今までは一時保管庫で保管していたが、一時保管庫で国宝を保管しても良いのかを確認する必要あり。〈県〉
- ・ 仏教美術の常設展示は企画展示と離れた場所にあっても可。また常設展示と導入展示も離れていても良いが、くっついているのがベスト。〈県〉
- ・ 工事費を精査していくことが必要になる。搬入路、景観、関連法規等を考慮しつつ、設備、面積についても精査をしていく。〈設計者〉

1 フォーラム

- ・ 1 回目フォーラム——30 分の設計者講演の後、1 時間ほどのパネルディスカッションを行う。登壇者は、長谷川顧問、妹島氏、西沢氏の他 2, 3 名の予定。<県>

2 既存館改修

- ・ 設備改修については計画通知の段階の前に十分に調査をして進めること。<県>

3 各種許認可について

- ・ 用途地域による制限について、都市計画課と一緒に、市の都市計画課に協議に行く。(建築基準法の第 48 条の但し書きの審査会の同意による許可も含めて検討し、報告すること) <県>
- ・ 都市公園法に関しては、第 5 条 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等) などについて調整すること。<県>
- ・ 景観法、消防法についても引き続き協議を進めること。<県>

4 設計の検討

- ・ 仏教美術、アール・ブリュット、小倉遊亀の収蔵品の 3 本柱の展示室を確保する。<設計者>
- ・ 展示室の一部の天井高を検討し仏涅槃図なども展示可能としたい。<県>
- ・ 指定文化財が回廊を渡ることの対策で、回廊が不透明になるのは建物の回廊形式のコンセプトに反してしまうのは避ける。その場合、回廊にロールスクリーンを設けるなどの対策も検討する必要があり、コスト面の考慮や文化庁の判断を仰ぐ。<設計者><県>
- ・ 展示室の可動壁については、改修によって可能であると思われる。<設計者>
- ・ 企画展示を 2 本同時で行うことは、今の学芸員の人数では難しい。<県>
- ・ 指定文化財について、回廊を通さずにトラックなどを使って既存搬入口と新館搬入口を移動することは、館内で安全に移動しなければならないと文化庁に言われているので不可能。ガラス張りの建物も増えてきているので、経費をかけない回廊の対策も文化庁からもアドバイスをもらえるはずである。<設計者><県>
- ・ 既存館展示室の可動間仕切りは、残す方向で検討する。<設計者>
- ・ 新館の展示室で日本画の展示を行えるかについては、現在のトップライトはブラックアウトすることができる仕様 (金沢 21 世紀美術館と同等) で考えているので、それをどう評価してもらえるかにもよる。<設計者>
- ・ メンテナンスの観点から展示室のトップライトの説明をする必要があるが、LED を使うなどの人工光と比較として、①人工光は、自然光とは違って外と同じように曇ったり夕暮れになったりしないこと、②新生美術館の新しさを考えたときに、コンテンツと体験の両方の新しさが必要で、自然光は新生美術館の体験の新しさのキーとなること、③限られた毎年の企画の予算を踏まえると、世界中の美術館の成功事例からも美しい自然光をコントロールできる展示室の重要性が注目されることが挙げられる。<県>
- ・ 作品保護の観点は大変重要である。一方で、来館者の体験と喜びもまた重要であり、来館者が自然光の空間の中でアートと出会うことの素晴らしさをもう一度再認識する必要があるのでは。<県>

- ・ 新築部分だけでなく、既存部分にも新しいイメージが必要であるが、照明、床、天井が変わるだけでも大きく違う。大きなビジョンを共有した上で、新しい見せ方・体験を提供できるかを考える。<県>

- ・ トップライトのリスクをできるかぎり減らすべきであり、熱負荷についてしっかり検証していく。また、ガラス通路などのランニングコストなども合わせて検証していく。<設計者>
- ・ 開館して数年後に企画展に予算がつかなくなったときが心配されるが、体験の魅力を磨き、美術館を運営していく考え方が必要。来館者が来ないとメンテナンスもサービスもできないと考えられる。美術館が文化事業であると同時に情報産業である側面も理解することが求められる。<県>

[消火設備について]

- ・ 現在の新築の収蔵庫の消火設備は、スプリンクラーではなく、屋内消火栓であるが、収蔵庫でスプリンクラーは、国内の常識では使えない。ガス消火にしなければならない。<県>
- ・ 展示機能はもとより作品の保存面からも、最近の美術界の潮流として、水消火はできるかぎり避ける傾向にあり、ガス消火は必然と考える。<顧問>

[公園計画/コミッションワークについて]

- ・ コミッションワークを置くことは、公園を占有することとなるので、管理は美術館で行う。<県>
- ・ 公園等へもコミッションワーク・屋外展示作品を想定する場合において、公園と展示との関連性、効果や影響なども考慮して公園整備の設計について検討すること。<顧問>
- ・ アーティストに建物の壁面の一面をなんらかの形で作品にしてもらうことも検討する。しかし、景観法などの絡みからすると、建物から独立していた方が説明はしやすい。<県>
- ・ 茶室からの日本庭園の眺めがあまり劇的に変わらないように配慮する必要がある。<県>
- ・ 庇空間などを庭園の中でつくることも検討する。弁当を食べたりできるような場所にもなる。<県>

[平面計画について]

- ・ 文化財公開承認施設について、文化庁に早く打合せに行き、今の設計の方向で実現できる説明をする。<県>
- ・ 仏教美術の常設は既存館の展示室1と2、このどちらでも構わないと考えられる。<県>
- ・ 外構のアプローチも1/20の勾配を守らなければならない。<県>
- ・ ラーニングゾーンの設置など隣接する図書館との連携を重視するとともに、来館者の館内周遊にも配慮した、バランス性のある平面計画とすること。<顧問>
- ・ 来館者を新設エントランスロビーから誘導できるよう新館展示室を配置すべき。<顧問>
- ・ エントランスロビーや新しいギャラリーなどでパフォーマンスを行えるなどすれば、新設の講堂は段差があつたり、固定席があつたりしても構わないのではないか。<県>
- ・ 新館の展示室5、6とエントランスロビーに囲まれた庭は、雨水処理が心配である。地下に収蔵庫もある。新しいエントランスロビーのトイレと収蔵庫の関係にもある。地下の平面計画を再検討すること。<県>
- ・ 来館者が周遊する場所をバランスよく配置すること。<県>

1 設計の検討

- ・ 三角形の中庭の廃止、傾斜のあるエントランスをフラット化、収蔵庫(仏教美術)の地上化、外部からの侵入を防ぐガラススクリーンを配置する。<設計者>
- ・ 収蔵庫は整形とし、建物下に配置する。<設計者>
- ・ ギャラリーの渡り廊下(南側)の天井高を3mとする。<設計者>

〔地下部分、収蔵庫について〕

- ・ スタジオ等、上部に建物がない箇所から雨漏りする可能性があるため、再度地下のプランやおさまり等を検討すること。<県>
- ・ 収蔵庫の形状を改善すること、特に収蔵する作品のサイズ等を想定して「前室」の形状を固めること。<顧問>
- ・ 収蔵庫の前室は、作品のチェック、梱包、風除室の役割をする場所である。そのような作業が出来る大きさにする必要がある。<県>
- ・ 収蔵庫の搬入用の単独の回廊は坪単価が高い。<設計者>
- ・ 段差の問題、前室面積の不足、搬入時に導入展示と交錯する問題について解消を考える必要がある。<県>

〔ギャラリーの搬入について〕

- ・ 既存のドライエリアを室内化し、ギャラリーの荷解室とする。床をPC等のマシンハッチで塞ぎ、給気は別で設ける。<設計者>
- ・ ギャラリーへの搬入車は4tトラックかワゴン車程度であり、段差も含めて検討する。<県>

〔既存館展示室の改修について〕

- ・ 展示室1と機械室間の廊下について、動線がスムーズで、視線が通るように計画。また現状、機械室と展示室が一体となり、大きな塊となって配置されているが、廊下を設けてそれぞれの展示室が独立させる事を考える。<設計者>
- ・ エントランスロビー側のトイレを団体客の事を考慮して数を増やすことも検討できないか。<県>
- ・ 常設展示室前のフロアは収納室や機械室、トイレの必要面積を踏まえた上で計画。またチケットのもぎりを一カ所で出来るようにデザイン上で検討していく必要がある。<県>
- ・ 展示室1と機械室間の廊下をガラスで区切って行き止まりにし、ロッカー等を設けることも検討する。<設計者>

〔新館の展示室について〕

- ・ 展示室内のデザインについて、来館者の高揚感を高めるなどの検討を行い、設計にも反映させること。<顧問>
- ・ 高低差を解消するための展示室内のスロープは、展示室全体や作品を見渡すものとしても機能しているが、観覧者に新しい体験をさせるようなデザインになることも検討。<設計者>

〔回廊 A について〕

- ・ 回廊 A によって回遊性が生まれ、有機的な体験にも繋がっている。〈県〉
- ・ 回廊 A は 1/12 勾配よりもさらに緩い 1/20 勾配で計画。1/20 勾配とは室内基準よりも厳しい広場の移動円滑化ガイドラインに定められた基準である。〈設計者〉

〔その他〕

- ・ 防犯計画、空調計画も検討すること。〈県〉
- ・ チケット確認場所の配置なども計画に入れて、仏教美術対応の展示室をはじめ各展示室の配置構成を考慮すること。〈顧問〉

1 設計の改善検討

- ・ 地下通路の案については、エキスパンションジョイント(継ぎ目)を数多く設ける必要があり、そこから水が入る恐れがある。空気環境を保つ(特に湿度の安定)ことが困難。<設計者>
- ・ 作品借用の際に求められるファシリティレポートで搬入経路の空気環境を提示する必要があるが、適応できないということか。<県>
- ・ 山が近いことから構造体が地下で水をせき止める形になる。また、地震の対策からも建物と一体化できない地下構造物を作ることは適切ではない。<設計者>
- ・ 作品移動経路となる回廊等においても、展示室や収蔵庫に準じて適切で良好な空気環境を維持できる設計にすること。<顧問>
- ・ 地下構造物は費用もかなり高額になり、その他の機能を削ぎ落とすことになりかねない。県民に開かれたという機能は落とすことなく、大切にすべき。<県><設計者>
- ・ 各展示室の展示概要と各収蔵庫への収蔵作品の種別などを予め想定して、基本設計の平面配置を固めること。<顧問>

2 新館展示室と文化財対応

- ・ 展示室の多様性の確保は重要であり、少なくともガラスケースは可動式の方が良いのではない。搬入の動線も文化庁の基準を満たすことを考えていく必要がある。<設計者>
- ・ 文化財に対応した新たな展示室を設けることに関して、展示空間の確保の観点からガラスケースの幅を確定すること。<顧問>
- ・ 県民が求める条件や予算面から考えると、文化財に対応した新たな展示室を現在の企画展示室の近くに設ける。<県>

3 まとめ

- ・ 既存館の企画展示室の西側に、新たに文化財に対応した展示室(企画展示室)を設置し、既存館企画展示室の西半分と一体的に運用する。<県>
- ・ 既存館企画展示室の東半分は、仏教美術・文化財等に対応した収蔵庫とする。<県>
- ・ 展示室5については、現在のスペックのままとする。<県>
- ・ 以上を踏まえた平面スケッチを設計者において早期に作成する。<県>

1 基本設計の現在案について

- ・ 展示室7は指定品の企画展に対応できる必要面積であること。<県>
- ・ 展示室7のガラスケースは奥行き1.8mと1.5mのL型の案とする。<県>
- ・ 展示室3の出入口の幅が狭いので、出入りに支障とならない幅が必要。<県>
- ・ 新設する展示室7の汎用性を考慮し、文化財等の展示のみでなく、一般的な日本画や彫刻などの展示に対応できる仕様にしておくこと。<顧問>
- ・ 基本設計を基にして、展示室を運用する具体的なシミュレーションを行い、展示室と収蔵庫の作品移動について確認しておくこと。<顧問>
- ・ キッズスペースの配置を検討すること。<県>

2 工事費概算について

- ・ 47億円に収まるよう再度精査する。<県><設計者>
- ・ 市場価格を適切に反映した積算となっているか十分確認する。<県><設計者>

3 文化庁等協議について

- ・ 近く文化庁等に協議する予定であり、資料をまとめておくこと。<県>

1 基本設計案について

- ・ 照度のことも含め展示室の使いやすさについて十分詰めていくこと。<県>
- ・ 学芸員等の展示室の使いやすさや観客の見やすさなどを踏まえて、展示照明の配置や展示パネルの位置を定めること。<顧問>
- ・ 展示に必要となる照明のルクス数を設定し、かつ調光を制御できる方式とすべき。<顧問>
- ・ 展示室6の自然光の取り込み方については、光の量を現在シミュレーション中であるが、500～700ルクスを確保できる大きさを考えており、引き続き実施設計において議論させていただきたい。<設計者>
- ・ 自然光の取り込み方について、しっかりとシミュレーションを行い、作品にとっても効果的な見せ方を示すこと。<県>
- ・ 実施設計ではより細かい調整が必要になる。<設計者>

2 公園の設計について

- ・ 公園設計について交通アクセス向上の視点と渋滞の解消、美術館に至るまでの人と車の動線、バリアフリー化、コミッションワークの配置などについて配慮すること。<顧問>

1 基本設計の取りまとめについて

- ・ 基本設計取りまとめ案について説明。<設計者>
- ・ コミッションワークの配置等について確認。<県><顧問><設計者>
- ・ 美術館としての機能が十分果たせるかどうかの視点から確認。<県><顧問><設計者>
- ・ 「美の滋賀」の拠点・入口となる基本設計であることについて確認。<県><顧問><設計者>